

「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案」に対する意見書

2021年（令和3年）9月16日

日本弁護士連合会

法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会が2021年（令和3年）8月10日に公表した「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案」（以下「追加試案」という。）に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 訴状における秘匿措置

訴状における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 訴状中民事訴訟法（以下「法」という。）第133条第2項第1号に掲げる事項（原告に係るものに限る。2及び6において同じ。）が記載された部分が被告に閲覧されることにより、当該部分に記載された者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、原告の申立てにより、決定で、当該事項を原告以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第133条第2項第1号に掲げる事項その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（4、5及び第6において「原告表示書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
- 3 1の申立てに係る部分が氏名又は名称にわたるときは、法第133条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、訴状に当該氏名又は当該名称に代わる呼称（以下この項及び第6において「原告代替呼称」という。）を記載しなければならない。裁判所は、原告が訴状に記載した原告代替呼称を相当でないと認めるときは、これと異なる他の原告代替呼称を定めることができる。
- 4 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告以外の者は、原告表示書面の閲覧等を行うことができない。
- 5 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、原告以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
  - (1) 原告表示書面
  - (2) 原告表示書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

6 1の決定があったときは、訴状に法第133条第2項第1号に掲げる事項のうちその決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

(注1) 本文1の社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることとの要件に代えて、生命・身体の安全が害されるおそれがあることを要件とする考え方がある。

(注2) 本文1の原告及び法定代理人に加えて、これらの者の親族及び親族に類する者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある(生命・身体の安全が害されるおそれがある)場合にも、原告及び法定代理人の氏名等を秘匿する措置をとることができる規律を設ける考え方がある。

(注3) 本文の規律に加えて、原告及び法定代理人を識別させることとなる情報(例えば、これらの者の電話番号やこれらの者の子の氏名などを指す。以下「識別情報」という。)及び原告及び法定代理人の識別情報を推知することができる情報(例えば、これらの者が通う病院名やこれらの者の子が通う学校名などを指す。以下「推知情報」という。)を相手方に秘匿したまま、それを請求原因事実として主張することができる規律を設ける考え方がある。

#### 【意見】

1 訴状における秘匿措置の規律について

訴状における秘匿措置の規律を設けることに賛成する。

2 本文1(注1関係)について

秘匿措置の要件につき、「名誉若しくは社会生活の平穏が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきである。

3 本文1(注2関係)について

秘匿措置の要件の判断対象として、原告及び法定代理人に限定せず、これらの者の親族や社会生活において密接な関係を有する者も加えるべきである。

4 本文1(注3関係)について

訴状における秘匿措置の対象情報につき、本文1の提案に賛成し、注3の考え方に反対する。

5 本文2乃至6について

賛成する。

6 訴状以外の申立書における秘匿措置について

訴状以外の申立てについても、本秘匿措置を準用するなどして適用対象とすべ

きである。

7 被告代理人弁護士の利益相反確認の方策について

被告代理人が利益相反の有無を確認できるための方策も合わせて検討すべきである。

8 秘匿措置の申出に係る事件の管轄裁判所について

秘匿措置の申出に係る事件の第一審の裁判権については、訴訟の目的の価額にかかわらず地方裁判所に専属させるべきである。

**【理由】**

1 訴状における秘匿措置の規律について

被害者が、氏名・住所を知られることをおそれ、加害者に対する損害賠償請求の訴訟提起を躊躇することがないように、訴状において一定の秘匿措置の規律を設けることには賛成する。

ただし、原告の氏名・住所が秘匿された場合、訴訟物やそれを基礎付ける事実関係等の特定が十分できず、被告が十分に防御できないおそれがあることから、原告の氏名・住所や識別情報・推知情報以外の情報（対象行為の日時・場所、服装等）により訴訟物等の特定をする等、被告の防御に支障がないよう裁判所において運用される必要がある。

2 本文1（注1関係）について

秘匿措置の要件としては、法第92条第1項第1号を参考に「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」との提案がされている。

しかしながら、この要件は、極めて抽象的であり、具体的に何がこの要件を満たすのかが明確ではない。

他方、本秘匿措置の対象として想定されている犯罪被害者においては、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に基づき、損害賠償命令制度（同法第23条以下）を利用することも多いところ、損害賠償命令に対し異議申立てがなされた場合には、通常の民事訴訟に移行することから（同法第33条以下）、刑事手続における秘匿の要件と民事訴訟における秘匿の要件はできるだけ一致させることが望ましい。特に、刑事手続において秘匿された氏名・住所が、民事訴訟に移行することにより、要件を満たさないとされることがあっては、被害者の損害賠償命令制度の利用の躊躇にもつながり、ひいては同制度の立法趣旨にももたらすことになることから、刑事手続における秘匿要件を民事訴訟において完全に包含する要件とすべきと考えられる。

この点、刑事訴訟法においては、証拠開示において複数の秘匿措置が設けられているところ、最も広い要件としては、「被害者等の名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき」（同法第299条の3）とされている。

また、法制審議会刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会において、犯罪被害者の氏名等の情報保護の観点から、被告人に被害者等の氏名・住所等の記載がない起訴状を送達すること等を内容とする要綱（骨子）修正案が確定したが、その要件として、「『被害者等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ』又は『被害者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え若しくはこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ』があると認められる者」とされている。

これらを踏まえると、秘匿措置の要件につき、「名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきであると考えられる。

この点、「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する追加試案の補足説明」（以下「補足説明」という。）3頁では、提案の「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」には、身体・財産への加害行為又は畏怖・困惑させる行為がされるおそれが含まれるとの考え方を前提にしているとされているが、その元となった法第92条第1項第1号の解釈も具体的に明確になっていない以上、上記のとおり、含まれることを明文化すべきと考えるものである。

なお、（注1）の「生命・身体の安全が害されるおそれ」との要件では、名誉・社会生活の平穩・財産侵害行為や畏怖困惑行為が含まれておらず、限定的に過ぎ、妥当でないと考える。

### 3 本文1（注2関係）について

各要件の判断対象（秘匿措置により保護すべき法益の帰属主体）について、本文1では、原告及び法定代理人に限定している。

しかしながら、原告に秘匿措置の要件該当性が認められないとしても、加害者が原告の親族のみを逆恨みする等により、原告の親族には秘匿措置の要件該当性が認められる場合も否定できない。

他方、原告の秘匿措置の要件（本文1の「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」や本意見書で提案する「名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為が

なされるおそれ」)の判断において、親族についても考慮される余地は十分あると考えられるものの、どの程度考慮されるか等不明確であり、明文化されることが望ましい。

したがって、(注2)のとおり、原告及び法定代理人だけでなく、これらの者の親族や社会生活において密接な関係を有する者(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第4項、ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第1項参照)も加えるべきである。

#### 4 本文1(注3関係)について

現行法上、訴状には、原告及び法定代理人(通常はその氏名及び住所(民事訴訟法規則第2条参照))を記載することが義務付けられている(法第133条第2項第1号)ことから、その氏名及び住所を秘匿措置の対象とすることは必要かつ相当である。

しかしながら、識別情報や推知情報については、請求の原因として記載されることもあるものの、訴状における当事者の表示のように、これを直接義務付けるものではなく、原告(代理人)において、記載するか否かをコントロールできる。

また、氏名及び住所と異なり、識別情報や推知情報はその対象が広く、原告があえて請求の原因に記載するのであれば、被告の攻撃防御の機会を保障する必要もあることから、これらを秘匿措置の対象とすることには慎重な検討が必要であると考えられる。

したがって、訴状における秘匿措置の対象情報につき、本文1の提案(氏名及び住所に限定する案)に賛成し、注3の考え方(氏名及び住所に加え識別情報や推知情報も含める案)に反対する。

#### 5 本文2乃至6について

##### (1) 2について

送達等のために原告の氏名及び住所を裁判所には提供する必要があると考えられるため、秘匿措置の申立時には、これらを記載した書面(原告表示書面)を訴状とは別に裁判所に提出する制度とすることは妥当である。

##### (2) 3について

訴訟手続における便宜上からも、氏名や名称を秘匿措置の申立ての対象とする場合には、訴状にそれに代わる呼称(「A」など)を記載しなければならないとすることは妥当である。また、その呼称が適切でない場合には、裁判所がその呼称を変更できることも妥当である。

(3) 4について

秘匿措置の決定が出される前に原告表示書面が被告に開示されてしまうと、秘匿措置制度の意味はなくなるため、同決定が確定するまで、原告以外の者は原告表示書面の閲覧等を行うことができないとすることは妥当である。

(4) 5について

送達に関する書面にも原告の氏名や住所が記載されることから、原告表示書面だけでなく、送達報告書（法第109条）その他送達に関する書面も閲覧等制限の対象とすることは妥当である。

(5) 6について

秘匿措置の趣旨を全うするためには、訴状に秘匿対象事項（氏名や住所等）が記載されていなくても、法第133条第2項の要件を満たし適法な訴状と認める必要があるため、その旨を明文化することは妥当である。なお、秘匿対象事項の記載がなくても、訴状全体をみて人違いのおそれがない程度の記載が必要とすれば、原告を被告に特定される可能性があるため、そのような記載は必要ないと考えられる。

6 訴状以外の申立書における秘匿措置について

当事者参加の申出（法第47条等）、補助参加の申出（法第43条）、訴訟手続の受継の申立て（法第124条）等における訴状以外の申立書についても、被害者である申立人が躊躇することなく申立てを行うことができるよう、訴状における秘匿措置と同様の制度を設けるべきである。

7 代理人弁護士の利益相反確認の方策について

原告の氏名及び住所が秘匿された場合、当該事件の被告から依頼を受けた弁護士が利益相反の有無（弁護士職務基本規程第28条第2号、第57条、第58条、第63条第3号、第64条、第66条）を確認することが事実上できないこととなる。

そのため、利益相反の有無を確認できない以上、受任は困難であることから、被告は弁護士に依頼することも事実上困難となってしまう、被告の権利保護が十分図れないこととなる。

そのため、秘匿措置の導入に際し、何らかの方法により、被告代理人が利益相反の有無を確認することができる方策を合わせて検討すべきである。

例えば、被告の代理人になろうとする弁護士に限り、裁判所が被告本人に知らせてはならない旨の条件を付した上で氏名及び住所を開示する制度（刑事訴訟法第299条の4第1項参照）が考えられる。

## 8 秘匿措置の申出に係る事件の管轄裁判所について

秘匿措置の申出に係る事件については、その要件の判断や決定後の事務処理等において、大変慎重になされるべきと考えられ、万一にも漏洩等の問題が生じては制度の意味がなくなるため、限られた人的物的資源を効率的に運用するためにも、地方裁判所において専属的に取り扱うべきであると考えられる。

したがって、秘匿措置の申出に係る事件の第一審の裁判権については、訴訟の目的の価額にかかわらず地方裁判所に専属させるべきである。

## 第2 送達場所等の届出における秘匿措置

送達場所等の届出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該送達を受けるべき場所及び当該送達受取人を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
  - 2 1の申立ては、法第104条第1項の届出に係る当事者又は法定代理人の送達を受けるべき場所及び送達受取人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「当事者送達場所等届出書面」という。）を裁判所に提出してしなければならない。
  - 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、当事者送達場所等届出書面の閲覧等を行うことができない。
  - 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。
    - (1) 当事者送達場所等届出書面
    - (2) 当事者送達場所等届出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面
- （注）本文の規律に加えて、届出に係る通知アドレスを秘匿措置の対象とする規律を設ける考え方がある。

### 【意見】

#### 1 送達場所等の届出における秘匿措置について

送達場所等の届出における秘匿措置の規律を設けることに賛成する。

## 2 本文1について

### (1) 秘匿措置の要件について

秘匿措置の要件につき、「名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきである。

### (2) 秘匿措置の要件の判断対象について

秘匿措置の要件の判断対象として、当事者及び法定代理人だけでなく、これらの者の親族や社会生活において密接な関係を有する者も加えるべきである。

### (3) (注) について

秘匿措置の対象として、通知アドレスも追加することに賛成する。

## 3 本文2乃至4について

賛成する。

### 【理由】

### 1 送達場所等の届出における秘匿措置の規律について

被害者が、氏名・住所を知られることをおそれ、加害者に対する損害賠償請求の訴訟提起や応訴を躊躇することがないように、送達場所等の届出の場面においても一定の秘匿措置の規律を設けることには賛成する。

## 2 本文1について

### (1) 秘匿措置の要件について

前記第1の理由2のとおり。

### (2) 秘匿措置の要件の判断対象について

前記第1の理由3のとおり。

### (3) (注) について

当事者が通知アドレスを届け出た場合、当該通知アドレスが相手方に知られた場合に迷惑メールの送信等のリスクが生じる上、当該当事者のアドレスに氏名（アルファベット等）が含まれている場合もあることから、その氏名が相手方に判明することも想定されるため、秘匿措置の対象として通知アドレスも追加するべきと考えられる。

なお、通知アドレスについてはシステム送達に用いるだけの情報であり、そもそも訴訟記録に含まれないとも考え得る。

## 3 本文2乃至4について



- (1) 2について  
前記第1の理由5(1)のとおり。
- (2) 3について  
前記第1の理由5(3)のとおり。
- (3) 4について  
前記第1の理由5(4)のとおり。

### 第3 調査嘱託における秘匿措置

調査嘱託における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面中法第133条第2項第1号に掲げる事項又は法第104条第1項に規定する当事者若しくは法定代理人の送達を受けるべき場所若しくは送達受取人を識別させることとなる情報又は当該情報を推知することができる情報が記載された部分(2, 3及び第6において「当事者識別推知情報記載部分」という。)が相手方に閲覧されることにより、法第133条第2項第1号に掲げる事項が記載された部分に記載された者又は当該当事者若しくは当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、裁判所は、当該当事者の申立てにより又は職権で、当事者識別推知情報記載部分を当該当事者以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者以外の者は、法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面(申立てにおいて特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。)の閲覧等を行うことができない。
- 3 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。(1)の部分は、証拠とすることができない。
  - (1) 法第186条の嘱託に係る調査結果の報告に係る書面(決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。)
  - (2) (1)の書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面(注) 本文と同様の秘匿措置の規律を適用すべき書面の範囲を送付嘱託(法第226条)に基づく送付に係る文書及び文書提出命令(法第223条第1項)に基づく提出に係る文書等に拡張するなど、その範囲については、引き続き検討する。

## 【意見】

- 1 調査嘱託における秘匿措置の規律について  
調査嘱託における秘匿措置の規律を設けることに賛成する。
- 2 本文1について
  - (1) 秘匿措置の要件について  
秘匿措置の要件につき、「名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきである。
  - (2) 秘匿措置の要件の判断対象について  
秘匿措置の要件の判断対象として、当事者及び法定代理人だけでなく、これらの者の親族や社会生活において密接な関係を有する者も加えるべきである。
  - (3) 当事者申立による調査嘱託に係る報告書面についての秘匿措置について  
規律を設けることに賛成する。
  - (4) 職権による調査嘱託における住所等記載部分の秘匿措置  
規律を設けることに賛成する。
  - (5) 調査嘱託における秘匿措置の対象事項  
当事者識別推知情報についても対象に含めることに賛成する。
- 3 本文2について  
賛成する。
- 4 本文3(1)について  
賛成する。
- 5 本文3(2)について  
賛成する。
- 6 送付嘱託に基づく送付に係る文書及び文書提出命令に基づく提出に係る文書等(注)について  
送付嘱託に基づく送付に係る文書及び文書提出命令に基づく提出に係る文書等についても、本文と同様の秘匿措置の規律を適用する規律を設けるべきであるほか、期日間に第三者より裁判所に提出され、当事者の閲覧等に供される文書等について秘匿措置の規律を適用する包括的な規律を設けるべきである。
- 7 共同訴訟における規律  
共同訴訟において秘匿措置がされた場合についても検討を進め、規律を設けるべきである。
- 8 訴状が転送された場合の送達報告書についての規律  
被告の既知の住所に宛てて訴状の送達を試みたが、訴状が誤って被告の現住所

に転送され、被告がこれを受け取った場合に被告の現住所が記載された送達報告書についても、秘匿措置の規律を設けるべきである。

## 【理由】

### 1 調査嘱託における秘匿措置の規律について

DV等の被害を受けた当事者が調査嘱託を申し立てた場合やDV等支援措置がとられた被害者である被告の住所が職権による調査嘱託で取得された場合など、当該当事者の支障を防ぐための秘匿措置の規律が必要であることは、第1及び第2の場合と同様である。

### 2 調査嘱託における秘匿措置の規律（本文1）について

#### (1) 秘匿措置の要件について

前記第1の理由2のとおり。

#### (2) 秘匿措置の要件の判断対象について

前記第1の理由3のとおり。

#### (3) 当事者申立てによる調査嘱託に係る報告書面についての秘匿措置

調査嘱託は証拠調べ方法のひとつであるから、嘱託先が裁判所に提出した調査結果の報告書を裁判所が期日で顕出すれば、当事者の援用を要せずそのまま証拠となる。

嘱託先が提出した調査結果の報告書は、法第91条第1項、第3項、第4項に基づき訴訟記録として当事者が閲覧できるが、当事者は嘱託先の報告書の内容を事前に把握していないため、嘱託先の報告書に、氏名、住所（法第133条第2項第1号）の記載や、当事者が届け出た送達場所等の記載がされていた場合に、その記載が相手方に閲覧されることによる支障が生じる場合があるから、訴状における秘匿措置（第1）、送達場所等の届出における秘匿措置（第2）の場合と同様、当該当事者以外に秘匿するという秘匿措置の規律を認めることは相当である。

#### (4) 職権による調査嘱託における住所等記載部分の秘匿措置

DV等支援措置がとられている場合など、加害者とされた原告が被害者の被告の住所を調査できず、被告住所不明のまま訴状を提出した場合に、受訴裁判所が訴状の送達のため、地方自治体に対して被告の住民票上の住所に関する調査嘱託を行った結果が記載された報告書について、提訴をきっかけとして秘匿すべき住所等が漏れることになっては、被告にとって取り返しのつかない事態を生じることから、規律を設ける必要性が高い。また、送達を受けた後、被告自ら秘匿措置の申立てを即時に行うことができない事情がある場合も考えられるから、職権での秘匿措置決定を

設ける規律を設けるべきである。

また、別訴原告に係る原告表示書面の調査結果の職権での秘匿（補足説明2（2））について、既存の事件で訴状における秘匿措置がとられた場合において、当該既存の事件の被告が原告に対し別訴を提起する場合、既存事件の原告代替呼称を用いて、別訴提起された場合に、別訴裁判所が送達のため、原告表示書面について調査嘱託をした場合の別訴に係る裁判所を通じた原告表示書面の調査の結果についても、秘匿措置を設ける規律を設けることは相当であると考えられる。

#### (5) 調査嘱託における秘匿措置の対象事項

調査嘱託における秘匿措置を設ける場合、法第133条第2項第1号に掲げる事項等だけでなく、当事者や送達場所、送達受取人を識別、推知させる情報についても秘匿措置の対象事項に含めるべきことについて、当事者は嘱託先の回答書の内容を事前に知ることができないのであり、回答書の中に当該当事者の予期しない当事者識別推知情報が記載されていることも考えられ、それが相手方に漏れることで、当該当事者の氏名住所等が識別され、推知されてしまい、それにより当該当事者に支障が生じる等の事態が考えられるので、かかる事態を防ぐ必要がある。

訴状における秘匿措置において、当事者識別推知情報について対象事項に含めないとする立場をとるか否かにかかわらずこのように考える必要がある。

### 3 本文2の規律について

調査嘱託に係る調査結果が記載された回答書については、相手方当事者においても、法第91条第1項、第3項、第4項に基づき閲覧等ができることになるところ、秘匿措置決定がなされる前に法第133条第2項第1号等の事項や当事者識別推知情報が閲覧されると、DV等の被害者である当該当事者の社会生活等に支障が生じる事態となる。これを防ぐため、秘匿措置の申立てがあった場合には、秘匿措置決定が確定するまで、当該当事者以外の者が当事者識別推知情報を閲覧することができないとする規律を設ける必要があり、本文2の規律は相当である。

### 4 本文3(1)の規律について

本文3は秘匿措置の対象となる対象文書についての規律であるところ、調査嘱託に係る調査結果が記載された回答書については、法第91条第1項、第3項、第4項により閲覧できることになるので、秘匿措置決定があった場合も前項と同様に当該当事者以外が当事者識別推知情報を閲覧できないとする規律を設ける必要があり、本文の3の規律は相当である。

3(1)嘱託に係る調査結果が記載された回答書は、当事者の援用を要することなく証

拠として取り扱われるものであるから、当事者識別推知情報部分について、3(1)の書面を証拠とすることができないとする規律を設ける必要がある。

#### 5 本文3(2)の規律について

職権による調査嘱託回答書より判明した被告の住所に送達され、被告の記載された送達報告書(法第109条)についても、訴訟記録として当事者に閲覧されることになるから、秘匿措置決定があった場合には報告書を閲覧等することができない規律を設ける必要がある。

#### 6 (注)について

送付嘱託に基づく送付に係る文書及び文書提出命令に基づく提出に係る文書については、調査嘱託の結果の報告書と異なり、そのまま証拠となるものではないが、期日間に裁判所に送付された文書は、当事者が取捨選択して証拠として提出するために、当事者により閲覧等されることが予定されているところ、第三者が提出した文書には、当該当事者の予期せぬ法第133条第2項第1号等の事項や当事者識別推知情報が記載されている可能性があり、それが閲覧等された場合の状況は、調査嘱託の場合と全く同様である。よって、これらの場合にも本文と同様の秘匿措置の規律を適用する規律を設けるべきである。

また、これらの文書以外の裁判所に第三者から提出された文書等についても、当該当事者の予期せぬ法第133条第2項第1号等の事項や当事者識別推知情報が記載され、それが閲覧等されることは想定されるから、本文の調査嘱託の規律に加え、期日間に第三者より裁判所に提出され、当事者の閲覧等に供される文書等について秘匿措置を設ける包括的な規律を設けるべきである。

#### 7 共同訴訟における規律について

追加試案の補足説明においては、共同訴訟の場合に秘匿措置の規律を設けるべき事例が挙げられているが、かかる場合以外にも秘匿措置を設けるべき場合があることも考えられるから、どのような場合において秘匿措置の規律を設ける必要があるか、類型に応じて引き続き検討し、共同訴訟の場合においても秘匿措置の規律を設けるべきである。

#### 8 訴状が転送された場合の送達報告書についての規律について

原告が被告の既知の住所を訴状に記載し、この住所に宛てて訴状の送達を試みた場合において、訴状が誤って被告の現住所に転送され、被告がこれを受け取った場合に被

告の現住所が記載された送達報告書についても、被告が被害者である場合に、同様の状況が生じるから、これも秘匿措置の対象とすべきである。

#### 第4 証人尋問の申出における秘匿措置

証人尋問の申出における秘匿措置として、次のような規律を設けるものとする。

- 1 法第180条第1項の申出（証人の尋問に係るものに限る。2において同じ。）に係る書面中証人が記載された部分が相手方に閲覧されることにより、当事者又は法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、裁判所は、当該当事者の申立てにより、決定で、当該証人を当該当事者及び当該証人以外の者に秘匿することができる。
- 2 1の申立ては、法第180条第1項の申出に係る書面中証人その他最高裁判所規則で定める事項のみを記載した書面（3、4及び第6において「証人尋問申出書面」という。）を提出してしなければならない。
- 3 1の申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで、当該当事者及び当該証人以外の者は、証人尋問申出書面の閲覧等を行うことができない。
- 4 1の決定があったときは、法第91条第1項、第3項及び第4項の規定にかかわらず、当該当事者及び当該証人以外の者は、次に掲げる書面の閲覧等を行うことができない。

(1) 証人尋問申出書面

(2) 証人尋問申出書面に基づいてする送達に関する法第109条の書面その他の書面

（注1）本文の規律（証人の氏名等が当事者又は法定代理人の推知情報又は識別情報に当たる場合の規律）に加えて、証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

（注2）本文及び（注1）の規律に加えて、書証の申出（法第219条）として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設ける考え方がある。

#### 【意見】

- 1 証人尋問の申出における秘匿措置（本文1）について  
証人尋問の申出における秘匿措置の規律を設けることについて賛成する。

秘匿措置の要件について、「名誉若しくは社会生活の平穩が著しく害されるおそれ」「身体若しくは財産に害を加えるおそれ」「畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ」のいずれかを満たすことを要件とすべきである。

2 本文2乃至本文4の規律について

いずれも賛成する。

3 (注1)について

証人自身について本文1の事由がある場合にも、証人の氏名等を相手方に秘匿したまま、その証言を証拠とすることができる規律を設けるべきである。

4 (注2)について

書証の申出として提出する文書の原本中の作成名義人が記載された部分を相手方に秘匿したまま、その部分を証拠とすることができる規律を設けるか否かについては、引き続き検討すべきである。

**【理由】**

1 証人尋問の申出における秘匿措置（本文1）について

当事者が証人尋問の申出をする場合、申出書に証人の氏名、住所を記載して申し出ることにより当該当事者に秘匿措置の実体的要件を満たすような支障が生じる場合、当該当事者は、証人尋問の申出を断念してしまうような結果となることもあり得る。そこでこのような場合にも、当該当事者による証人尋問の申出を可能とするため、証人尋問における秘匿措置の規律を設けるべきである。

この点、裁判所には次項2の証人の住所氏名を記載した証人尋問申出書面が提出されるとすれば、裁判所にとっては証人の特定に欠けることはない。

しかし、補足説明に記載されているように、秘匿措置の規律を設けることにより相手方にとって証人の氏名が秘匿されたまま証人尋問が行われても、相手方は適切に反対尋問をすることができないし、証拠に関する一定の情報を当事者の一方に知らせないまま裁判所が証拠とすることができることとするのは、従来の証拠法則とは相容れないものではある等の指摘もあり得るところである。

前者については、通常秘匿措置の申出が行われる場合にも、証人申請の際に、証人の属性等は一定程度明らかにしてされることとなると考えられ、また、相手方の攻撃防御に支障が生じるときは、除外事由により秘匿措置が取り消されることで対応できる。後者の指摘については、裁判所が当該当事者の証人尋問申出に対し、証拠調べの必要性があるとして証拠決定をし、相手方が取消申立てをした場合であっても、攻撃防御に支障が生じないとされた場合においては、秘匿措置の規律を設ける必要性が高いということになり、このような場合を想定して、秘

匿措置の規律を設けることも許容されるべきである。

なお、秘匿措置の要件については、前記第1の理由2のとおりである。

## 2 本文2乃至本文4の規律について

証人尋問の申出における秘匿措置の規律を設ける場合、第1乃至第3の秘匿措置等の場合に準じた規定を設けるというものであり、相当である。

## 3 (注1)について

証人自身に本文1の事由がある場合に秘匿措置の規律を設けることについて、秘匿措置を申し立てる事由が証人自身の場合も、当事者の事由による場合と同様、証人の氏名、住所を秘匿されたままでは、相手方が証人の信用性を弾劾できず、尋問においても適切に反対尋問をすることができないという指摘があり得るところである。しかし、相手方の攻撃防御に不利益があると認められる場合は、秘匿措置の取消しを申し立てることによって対応することは可能である。また、証人尋問申出書のうち、秘匿される部分は秘匿する必要がある部分に限られるのであり、常に氏名及び住所の全部が秘匿されるものではない。

また、証人自身に本文1の事由がある場合に秘匿措置申立てを認めることは、第1乃至第3が当事者を保護法益の主体とする規律であるのに対し、証人自身を保護法益の主体とする点において異質であるとの指摘があり得るところである。しかし、一旦証人と決定されれば、証人として出頭義務、証言義務が課せられるところ、証人自身に本文1の事由がある場合に証人について秘匿措置の規律により証人の保護を図ることができないのであれば、証人を進退両難の地位に追い込むものであって酷である。このような証人の保護を図れば、当事者は当該証人しか真実を述べることができないという場合にも証人申請をすることができることとなり、当該当事者の被害救済につながるものであると考えることができるから、第1乃至第3の場合と同様であり、証人自身に本文1の事由がある場合にも秘匿措置の規律を設けることも許容されるべきであると考えられる。

証人自身に本文1の事由がある場合に秘匿措置申出がされる場合、証人自身で秘匿措置決定をすべき事由を疎明することもできるとすることが適切であり、証人自身に申出権を認めるべきである。

## 4 (注2)について

注2の規律について、相手方があえて書証の作成名義人について争わない場合を想定して、かかる規律を設けるべきとする考え方もある。しかし、書証の作成



名義については、作成名義が不明のままでは相手方が、成立の真正を争う場合に意見を述べることができず、証拠価値を争う場合にも極めて重要な情報であるし、書証は人証とは異なり、証人尋問で反対尋問をすることもできない。とすれば、相手方が書証の成立の真正や証拠価値を争えば攻撃防御に不利益があるものとして、基本的には秘匿措置決定が取り消されて相手方に開示されてしまうことになると考えられるのであり、結局書証の証拠申出を取り下げるしかなく、このような規律自体を設ける必要性に乏しいとも考えられる。

一方、証人について氏名、住所等の秘匿措置が申し立てられ、秘匿措置決定がされた場合において、当該証人の陳述書が尋問前に提出されるような場合、相手方としては、反対尋問の準備のため、作成名義人を秘匿することを争わない可能性があり、そのような場合には、認められるべきであるとも思われる。

この点も踏まえ、書証の作成名義人についての規律について認めるべき場合があるかどうか、引き続き検討すべきである。

## 第5 不服申立て

第1から第4までの秘匿措置に対する不服申立てについて、次のような規律を設けるものとする。

### 1 秘匿措置の取消し

#### (1) 要件の欠缺による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等を行うようとする当事者及び第三者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、その要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、その取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者以外の者に対してもその効力を有する。

#### (2) 除外事由による取消し

ア 第1から第4までの秘匿措置の決定により特定された部分の閲覧等を行うようとする当事者は、訴訟記録の存する裁判所に対し、これにより自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあることを疎明して、その決定の取消しの申立てをすることができる。

イ アの取消しは、当該取消しの申立てに係る者に対してのみその効力を有する。アの取消しが全ての当事者に対してその効力を生ずることとなるときは、第三者に対してもその効力を生ずる。

(3) 裁判所は、(1)及び(2)の取消しの申立てについて裁判をするときは、当該取

消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(4) 第1から第4までの秘匿措置の決定を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

## 2 即時抗告

(1) 第1から第4までの秘匿措置の申立てを却下した裁判並びに1(1)及び(2)の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(2) 裁判所は、1(1)及び(2)の取消しの申立てを却下した裁判に対する即時抗告について裁判をするときは、当該取消しの申立てに係る秘匿措置の決定により特定された者の意見を聴かなければならない。

(注) 本文の規律に加えて、本文1(2)の取消しの裁判が効力を生じたとき（イ後段の場合を除く。）は、当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人は、その取消しにより知り得た情報を、その訴訟の追行の目的以外の目的のために利用し、又は他の者に開示してはならないとの規律を設ける考え方がある。

## 【意見】

### 1 不服申立てについて

秘匿措置の対象となるべき情報につき、秘匿措置をかけた上で、一定の場合に不服申立てによってこれを取り消す旨の規律を設けることには賛成する。

### 2 本文1(1)（要件の欠缺による取消し）について

要件欠缺による取消しの申立権は当事者に限定すべきであり、第三者に申立権を認めるべきではない。

### 3 本文1(2)（除外事由による取消し）について

「攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれ」との要件に該当し得る具体的なケースについて検討を深め、必要に応じて要件を見直すとともに、除外事由による取消しが認められる場合であっても、氏名については姓のみの開示としたり、住所については都道府県のみ開示としたりするなど、必ずしも秘匿された情報の全部開示によらず、攻撃防御上の実質的な不利益を解消する限りにおいて開示する方策を講じるべきである。

### 4 本文1(3)及び(4)について

賛成する。

### 5 (注)について

秘匿措置が除外事由によって申立人に限って取り消された場合に、当該申立人たる当事者、法定代理人、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該取消しにより知り

得た情報につき、その訴訟追行のためなどの限定された目的に限って利用できるものとして、目的外利用を禁止するとともに、他の者に開示してはならないとの規律を設けるべきである。

- 6 本文2（即時抗告）について賛成する。

## 【理由】

- 1 不服申立てについて

秘匿措置を設けることは、被害者による権利実現を躊躇させないために必要であるが、秘匿措置によって秘匿される情報は、原則的には開示される情報であるから、一旦秘匿措置が出たことにより、恒久的に非開示とすることは相当ではない。したがって、一定の場合に秘匿措置が取り消される途は確保されるべきである。

その上で、秘匿措置の取消しについては、通常、裁判所においてその要否を認識できないと思われることから、その開示を求める利益がある者（秘匿措置によって制限される対立利益を有する者）からの不服申立てによるとの規律が相当である。

なお、秘匿措置決定段階で対立利益を有する者において争う機会を与える規律と、一旦秘匿措置を行った上で、対立利益を有する者において不服申立ての機会を与える規律とが考えられるが、前者の規律によった場合、訴訟の初期段階で本案とは直接関連しない紛争が発生して激化する可能性が高まると思われることから、追加試案のとおり、後者の規律によることが相当である。

- 2 本文1(1)（要件の欠缺による取消し）について

秘匿措置の要件欠缺について、当事者に加えて、第三者にも広く取消しの申立権を与えるとの提案がされている。

この点、審理の混乱を避けるため、そもそも当事者による申立てについても、政策的に認めるべきではないとの見解もあり得る。しかしながら、要件を欠いた以上、秘匿措置を維持する理由がない中で、秘匿措置を取り消す契機が当事者に与えられないことは相当ではないと考えられる。もっとも、以下に述べるとおり、要件欠缺の場合、第三者に取消しの申立権を与えるべきではない。

第一に、第三者に取消しの申立権を与えた場合、例えば加害者たる相手方当事者の意を受け、あるいは興味本位によるインターネット上の呼び掛けに呼応するなどして、無数の第三者から、秘匿措置取消しの申立てが濫用的になされるとい

った事態が容易に想定される。かかる事態の発生が現実的・具体的に想定されることは、近年、複数の弁護士会に対して行われた濫用的懲戒請求の事例等からも明らかであるところ、濫用的な秘匿措置取消しの申立てが行われた場合、次のように看過できない不都合が生じる。

- ① 被害者当事者が対応（本文1（3）の意見聴取。なお意見聴取を設けること自体は正当である。）に忙殺され、本案に関する攻撃防御を十全に行えなくなるばかりか、その心理的負担から、秘匿措置の存在によってようやく拓かれた権利救済を断念することにもなりかねない。
- ② 被害者当事者は、意見聴取手続の中で、秘匿措置要件を満たすことを示すために、一定の具体的事実を主張する必要があるところ、秘匿措置取消しの申立人が不特定多数の場合には、たとえ初回の申立てで秘匿措置の取消しが得られずとも、トライアンドエラーを繰り返す中で、被害者当事者から複数の事実主張を引き出し、それらを組み合わせるなどして、被害者の氏名や住所等が特定され、それが加害者当事者に伝わる危険性がある。
- ③ 被害者当事者が意見聴取手続の中で、秘匿措置要件を満たすことを示すためには、被害者側だけでなく、加害者側の重大なプライバシー情報の開示を余儀なくされるとともに、DV等の被害実態も示す必要に迫られることも考えられるところ、それによって被害者当事者のみならず加害者当事者の名誉・プライバシーが侵害され、また当該主張自体が名誉毀損等に該当するとして新たな紛争の火種となるリスクがある。

この点に関連して補足説明19頁では、第三者による閲覧請求がされた場合に、被害者に生じる手続的負担が過度のものとならないよう配慮し、取消しの申立てを却下する裁判をするときは、意見聴取を要しないものとする考えが紹介されている。しかしながら、上記のような濫用的な秘匿措置取消しの申立てでは、簡易に却下されないよう、多種多様の主張が断続的にされることが予想されるため、仮に紹介されているような規律を設けたとしても、上記の看過できない不都合は回避できないおそれがある。

第二に、第三者が閲覧等を求める利益は、秘匿措置を求める被害者当事者の利益との対比において、不服申立権を必要的ならしめるものとはいえないほどに小さいと解される。まず、第三者については、法第91条によって訴訟記録の閲覧が認められているが、訴訟記録の公開の範囲は立法政策の問題とされており（憲法第82条の裁判公開原則は、訴訟記録の一般公開まで含むことを意味しないと解されている。）、訴訟記録中、当事者の氏名や住所等を閲覧する権利を当然に有するものではない。その上で、法第92条第3項において、秘密記載部分の閲

覧等制限がされた場合に、秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者がその取消しを申し立てることができることとの平仄が問題となり得るが、秘匿措置と秘密記載部分の閲覧等制限とでは、利益の対立状況が大きく異なっており、両者で取扱いを異にすることは許容されるというべきである。すなわち、秘密記載部分の閲覧等制限では、対象となる秘密記載部分が第三者に知られることで、当事者のプライバシーが侵害される場面が典型的に問題となっている。ここでは、ある情報につき、当事者が「見られたくない」と願う相手は、情報を見たいという第三者その人であって、秘密記載部分の閲覧等制限の要件充足性は、当事者と第三者との関係で判断されている。したがって、第三者は、秘密記載部分の閲覧等制限の要件欠缺を争うべき地位にある。これに対して、秘匿措置では、当事者が「見られたくない」と願う相手は相手方当事者であって、秘匿措置の要件該当性は、被害者当事者と加害者当事者の間で判断されており、第三者はいわば部外者的な地位にある。したがって、第三者は、秘匿措置の要件欠缺を当然に争うべき地位にあるとはいえない。また、秘匿措置では、被害者当事者の生命・身体の安全が侵害される場面も想定されており、秘密記載部分の閲覧等制限に比べて、要件欠缺を争われることの危険性が秘匿を求める当事者にとって相当に高い。

以上のとおり、第三者に秘匿措置の取消し申立権を与えることによる弊害は極めて重大である一方で、第三者が訴訟記録の閲覧について有する利益は、秘匿措置で守られるべき被害者当事者の利益との対比においてかなり小さい。したがって、秘匿措置の取消し申立権は、当事者に限定されるべきである。

### 3 本文1(2)(除外事由による取消し)について

原則的に開示される情報が秘匿措置によって秘匿されることで、相手方当事者の攻撃防御の機会が奪われることは相当ではないため、総論としては、攻撃防御に実質的な不利益が生じる場合に、相手方当事者が秘匿措置に対して不服申立てを行うことができる旨の規律は妥当である。

もっとも、除外事由に該当するとして不服申立てが認容されるケースでは、秘匿措置の要件も同時に充足されている。つまり、DV被害者たる当事者に対して、相手方当事者が接近して加害に及んだり、犯罪被害者たる当事者につき、相手方当事者が実名をインターネット上で公開して誹謗中傷に及んだりする危険性が存在している。このような危険性があってもなお、秘匿された情報を開示するとの結論を導くためには、攻撃防御に実質的な不利益が生じる場合として、具体的にどのような事例が典型例として考えられるのか、明確にされている必要があ

るが、現時点では必ずしも明らかではない。この点補足説明17頁以下では、以下の指摘があるが、いずれも正当であって、これらのケースは、攻撃防御に実質的な不利益が生じる場合には該当しないと考えられる。

- ・原告氏名を秘匿する事案では、一般に被告は元々原告の名前を知らないはずであるから、当事者の氏名等を閲覧することができたからといって、被告にとっての原告の識別性がどの程度向上するのかについて疑義があることに照らし、攻撃防御上の実質的な不利益は生じない。
- ・被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所にしか管轄がない場合、被告が応訴管轄を成立させるときは、管轄違いの問題は生じないと考えられ、被告が自らの普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所への移送を申し立てるときは、被告自ら、管轄が分かる範囲で被告の住所の一部（例えば、都道府県名まで）を開示して申し立てることになるため、管轄違いに関する攻撃防御上の実質的な不利益を理由とする取消しの問題は生じない。
- ・前訴被告が何者か（後訴原告）から後訴を提起され、前訴原告と後訴原告とが同一であるとして、前訴判決の既判力が後訴にも及ぶと主張したところ、後訴原告が前訴原告との同一性を争った場合であっても、後訴裁判所は、前訴に係る訴訟記録の存する裁判所に調査の嘱託をし、前訴原告の氏名及び住所の情報と後訴原告のそれとの一致不一致の回答を得るなどによって、後訴原告と前訴原告との同一性について攻撃防御を尽くさせることもできると考えられる。

したがって、対象となる秘匿情報ごとに、原告が被害者の場合と被告が被害者の場合を分けて、攻撃防御に実質的な不利益が生じる場合に該当する具体例を詳細に検討すべきであり、その上で「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあること」との要件の適否を最終的に判断する必要がある。

また、提案では、除外事由が認められる場合には、秘匿措置を取り消すものとされているところ、取消しによって、住所や氏名等の全部が当然に開示されるとの帰結は、妥当ではない。なぜなら、DV被害者のケースで秘匿されていた住所が明らかになれば、加害の危険があるし、性犯罪被害のケースで氏名が明らかになれば、加害者当事者がインターネットで検索するなどして、被害者当事者の特定に至り、誹謗中傷を行うといった危険が現実化するおそれがあるからである。したがって、秘匿措置の取消しを認める場合であっても、氏名については姓のみの開示としたり、住所については都道府県のみを開示とするなど、秘匿された情報の全部開示によらず、攻撃防御上の実質的な不利益を解消する方策を講じるべきである。例えば、DV等被害者の保護制度であるいわゆる支援措置（住民基本

台帳事務処理要領（昭和42年10月4日付け自治振第150号等通知）に基づき、住民票上の住所を加害者に秘匿している被害者については、秘匿措置の取消しが行われた場合、秘匿している住所が開示されることになる。このように、慎重な配慮が求められる当事者の存在を念頭に置いて、具体的な規律を検討すべきである。

この点に関連して、補足説明17頁には、「原告の識別性を向上させる原告の氏名以外の他の情報を原告が開示することによって、原告の氏名の開示を免れる余地があるとの指摘がある」とされているが、正当である。秘匿措置の取消しを審理する過程で、攻撃防御上の実質的な不利益を解消するに足りる程度の情報が開示された場合には、秘匿措置の取消しは認められるべきではない。

#### 4 本文1(3)及び(4)について

秘匿措置の取消し申立てについて裁判をするときは、被害者当事者の意見を聴くことは、手続保障の観点から妥当であり、秘匿措置決定を取り消す裁判につき、確定まで効力を生じないとすることも、秘匿された情報が一旦開示されては取り返しが付かないことから、妥当である。

#### 5 (注) について

除外事由による秘匿措置の取消しは、取消しの申立てをした当事者について相対的に効力を生じることから、取消しが認められた当事者に限り、秘匿された情報の開示を受けられる。他方で、共同訴訟における他の当事者との関係では、秘匿措置は有効に存続し、当該他の当事者及び第三者は、秘匿された情報を得られない。しかしながら、取消しが認められて情報開示を受けた当事者が、得られた情報を他の当事者に開示し、あるいはインターネット上に公開するなどして拡散した場合、有効な秘匿措置が事実上無効化されてしまうばかりか、被害者当事者の生命・身体等に危害が及ぶおそれが生じる。したがって、(注)のとおり、秘匿措置の取消しによって情報開示を受けた者に対して、当該情報の目的外利用と、他人への開示を禁じる規律を設けることは相当である。

もっとも、当該情報の利用目的につき、狭く限定列挙する必要はあるものの、(注)にあるように、「その訴訟の追行の目的」に限るべきであるかは検討を要する。例えば、開示を受けた原告が勝訴して強制執行を行う場面や、開示を受けた被告が勝訴後、前訴原告に対して訴訟を提起するような場面で、開示を受けた情報の利用が必要になるケースも考えられる。したがって、開示された情報の利用目的については、更に検討を深めるべきである。

## 6 本文2（即時抗告）について

秘匿措置申立てを却下した裁判及び秘匿措置の取消し申立てについての裁判に対しては、不服申立ての機会が与えられる必要があるため、即時抗告可能とした上で、手続保障の観点から当事者の意見を聴くこととする規律は妥当である。

## 第6 判決書における秘匿措置

判決書における秘匿措置については、第1から第4までの秘匿措置の決定の効果として、次のような規律を設けるものとする。

1 裁判所は、判決書に【、法第253条第1項第5号に掲げる事項として】、次に掲げる書面に基づく記載をしてはならない。

(1) 原告表示書面

(2) 当事者送達場所等届出書面

(3) 法第186条の囑託に係る調査結果の報告に係る書面（決定により特定された当事者識別推知情報記載部分に限る。）

【(4) 証人尋問申出書面】

2 第1の1の決定により特定される部分が氏名又は名称にわたるときは、法第253条第1項（第5号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、判決書に原告代替呼称を記載しなければならない。

3 第1の1の決定があったときは、判決書に法第253条第1項第5号に掲げる事項のうち当該決定により特定される部分の記載がなくとも、その記載があるものとみなす。

### 【意見】

#### 1 判決書における秘匿措置について

判決書において秘匿措置の規律を設けることに賛成する。

#### 2 本文1について

判決書において、秘匿措置決定によって秘匿されている部分の記載が認められない範囲は、法第253条第1項第5号に掲げる事項としての記載に限定すべきではなく、事実及び理由を含む判決書全体とすべきである。また、「(4)証人尋問申出書面」に基づく記載も禁止とすべきである。

#### 3 本文2及び3について

賛成する。



## 【理由】

### 1 判決書における秘匿措置について

秘匿措置が執られている場合、原告表示書面等、一定の書面の閲覧等は制限されるが、判決書に秘匿の対象となる情報が記載されると、加害者当事者に対して秘匿すべき情報が明らかとなってしまふ。したがって、判決書につき、秘匿措置の規律を設けることは必要である。

### 2 本文1について

秘匿措置によって氏名、住所等の一定の情報が秘匿されている場合、当該情報は、判決書のいずれの箇所に記載されたとしても、被害者原告にとっては重大な危険を生じさせる。したがって、記載が許されない箇所は、当事者及び法定代理人（法第253条第1項第5号）としての記載にとどまらず、事実（同第2号）や理由（同第3号）等を含む判決書全体とすべきである。また、これに伴い、制限される記載の基礎になる書面としては、秘匿の対象となる情報が記載された書面が網羅される必要があるから、証人尋問申出書面も含まれるべきである。

### 3 本文2及び3について

訴訟手続における便宜上からも、氏名や名称が秘匿の対象とされている場合には、判決書にそれに代わる呼称（「A」など）を記載しなければならないとすることは妥当である。

また、秘匿措置の趣旨を全うするためには、判決書に秘匿対象事項（氏名や住所等）が記載されていなくても、法第253条第1項の要件を満たし適法な判決書と認める必要があるため、その旨を明文化することは妥当である。

## 第7 その他

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けるものとする。

（注1）法が原則として準用される民事執行手続については、第三債務者等の債権者及び債務者以外の者があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設ける。

（注2）法が原則として適用される人事訴訟手続については、第1から第6までの規律を適用することについて検討する。

（注3）家事事件手続については、既存の制度（家事事件手続法第47条第4項、第254条第3項等）があることを踏まえて、第1から第6までに準ずる規律を設けるのかどうか等を検討する。

## 【意見】

### 1 本文について

民事訴訟手続以外の手続についても、必要に応じ、第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることに賛成する。注1乃至3で挙げられている各手続に加えて、少なくとも民事保全手続には秘匿措置の規律を設けるべきである。なお、新たに設ける規律の内容については、各手続の特徴を踏まえて検討する必要がある。

### 2 (注1) について

#### (1) 民事執行手続における秘匿措置について

第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることに賛成する。

#### (2) 債権者（原告）の氏名等を秘匿すべき債権執行について

債権者の申立てにより第三債務者のみに秘匿情報を知らせる規律を設けることが妥当である。

#### (3) 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき債権執行について

第三債務者に守秘義務を課すことを前提に第三債務者のみに秘匿情報を知らせる規律を設けることが妥当である。

#### (4) 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき財産開示手続について

秘匿措置制度の趣旨を踏まえつつ、民事執行制度による債権者の権利の実現を阻害しない適切な制度の在り方について、引き続き検討すべきである。

#### (5) 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき第三者からの情報取得手続について

第三者（情報提供者）に守秘義務を課すことを前提に当該第三者のみに秘匿情報を知らせる規律を設けることを検討すべきである。

市町村からの勤務先情報の取得手続については、秘匿措置制度の趣旨を踏まえつつ債権者の権利実現を図る仕組みを検討すべきである。

#### (6) 不動産執行等において秘匿情報を登記所へ知らせる仕組みについて

登記所限りで秘匿情報を知らせる規律を設けることを検討すべきである。

### 3 (注2) について

#### (1) 人事訴訟手続における秘匿措置について

第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることに賛成する。

#### (2) 秘匿措置の規律を及ぼす者の範囲及び対象になる情報の範囲について

訴訟当事者ではないが、手続上、訴訟記録に必要的に表れる者について、秘匿措置の規律を及ぼす方向で検討すべきである。

#### (3) 既存の閲覧等制限と秘匿措置の規律との関係について

人事訴訟法第35条第2項と秘匿措置の規律との関係について、制度趣旨及び要件等を検討する必要がある。

(4) 調停手続との関係について

人事訴訟は調停前置主義が採用されているところ、調停手続から訴訟手続に移行する中でも、秘匿措置の対象として保護されるべき情報が開示されないように要件等を検討する必要がある。

4 (注3) について

(1) 家事事件における秘匿措置について

第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることについて賛成する。

(2) 秘匿措置の要件について

第1から第6までの秘匿措置の規律における規律と同様、刑事訴訟法における秘匿措置の要件と揃えるべきである。

(3) 秘匿措置の対象について

手続上氏名、住所が記載されることとなっている子や成年被後見人となるべき者等の氏名、住所についても秘匿措置の対象とすべきである。

(4) 不服申立てについて

家事審判手続における不服申立ての規律について、第三者による取消しの申立てを認めないものとすべきである。

家事調停手続においては、不服申立てを認めるべきではない。

【理由】

1 本文について

民事訴訟において秘匿措置にかかる規律を設けた場合、これに関連する手続においても、秘匿措置によって秘匿される情報を守り、あるいは一定の情報が秘匿されることによって不都合が生じないように、秘匿措置に関連する規定を設ける必要がある。民事訴訟に関連する手続としては、民事保全手続及び民事執行手続が考えられるところ、中間試案では民事執行手続のみが(注1)で言及されているが、DVや犯罪被害者等が加害者の財産に対して仮差押えを行うといった場面も想定されることから、民事保全手続への秘匿措置にかかる規律も検討すべきである。

また、紛争解決手続は民事訴訟に限定されないところ、他の紛争解決手続においても、DV等の被害者が氏名や住所を知られることになるために申立てを躊躇し、権利実現が図られない事態は起り得ることから、民事訴訟と同様に、秘匿措置の規律を設ける必要がある。ただし、民事訴訟とそれ以外の紛争解決手続と

では、裁判所と当事者の作業分担に自ずと違いがあるし、手続に係る者の範囲も異なり、また手続によっては、既に相手方当事者に対しても一定の情報を秘匿する規律が置かれていることもある。したがって、秘匿措置にかかる規律を設けるとしても、その内容については、各手続の特徴を踏まえて検討されるべきである。

ところで、補足説明 2 2 頁では、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律と民事訴訟との関係について整理すべきとの指摘が紹介されているが、正当である。この点については、第 1 の【理由】 2 で述べたように、刑事手続における秘匿要件を民事訴訟において完全に包含する要件とする方向で整理すべきである。

## 2 (注 1) について

### (1) 民事執行手続における秘匿措置について

被害者の権利回復のためには、債務名義を得るだけでなく、その債務名義に基づく債権回収（民事執行）手続も重要であるところ、被害者が、氏名・住所を知られることをおそれ、加害者に対する民事執行手続の申立を躊躇することがないようにする必要がある。

他方、DV等の被害者が加害者に債務（借入金等）を負っている場合もあることから、被害者が民事執行手続の債務者（被申立人）となることもあるが、この場合も、被害者の住所等の情報を秘匿されるべきである。

そこで、民事執行手続の場面においても第 1 から第 6 までに準ずる一定の秘匿措置の規律を設けることに賛成する。

### (2) 債権者（原告）の氏名等を秘匿すべき債権執行について

民事執行手続において第 1 から第 6 までに準ずる秘匿措置の規律を設けることを前提にすると、債権執行においても、債権者（被害者）の申立てにより秘匿措置決定がなされた場合には、債権者の氏名・住所が秘匿された決定が第三債務者に送達されることになる。

この点、債権者の氏名や住所が秘匿されたままであっても、債務者は特定できているため、第三債務者としてもどの債務が差押対象となったかは判別できるため、債権者の氏名や住所を第三債務者に知らせる必要性は高くないと考えられる。

また、第三債務者のみに債権者の氏名や住所を知らせた場合、第三債務者と債務者との関係性によっては、第三債務者から債務者に債権者の氏名や住所が伝わる可能性も否定できない。

そのため、第三債務者に対しても、債権者の氏名・住所は秘匿したままで執行手続は行われるべきである。

この場合、第三債務者の陳述回答書（民事執行法第147条）は債権者に直送される運用が一般的であるが、債権者の氏名・住所が秘匿された場合において、債権者に代理人がなく送達先が不明であるときは、直送ではなく裁判所に陳述回答書を送付するよう運用されるべきである。

他方、債権者の氏名や住所が秘匿されたままでは、取立権を有する者であるかを確認できないことを理由に、第三債務者が取立てに応じない可能性があるが、この場合は、例外的に、債権者の申立てによる決定で、第三債務者に対しては、債権者の指定した情報（氏名や住所等）の記載された差押命令を送達する等の規律を設けることが妥当であると考えられる。このような規律であれば、第三債務者に氏名や住所を知らせるかや開示する情報の範囲について、債務者と第三債務者との関係等の諸事情を考慮した上で、債権者が自ら判断することができるため、債権者に不測のリスクを負わせることにもならない上、債権者によるスムーズな取立ても可能となり得る。

### (3) 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき債権執行について

民事執行手続において第1から第6までに準ずる秘匿措置の規律を設けることを前提にすると、債権執行においても、職権により秘匿措置決定がなされた場合には、債務者（被害者）の氏名・住所が秘匿された決定が第三債務者に送達されることになる。

しかしながら、債務者の氏名・住所による特定がされなければ、第三債務者において速やかに差押債権の特定ができず、執行手続は事実上困難となる。

そこで、債務者について秘匿措置決定がなされていても、第三債務者に限って、債務者の氏名・住所の記載された差押命令を送達する等、債務者を特定する情報を知らせることとする規律を設けることが妥当であると考えられる。

他方、第三債務者と債権者との関係によっては、第三債務者から債権者に債務者の氏名や住所が伝わる可能性も否定できない。そのため、上記規律と合わせて、第三債務者に対し、差押命令やその他の方法により裁判所から得た債務者を特定する情報について、債権者を含む第三者に開示してはならない旨の守秘義務を法律上課すべきである。

なお、債務者の住所のみ秘匿措置決定がなされている場合であっても、銀行等の第三債務者において、同姓同名の債権者（預金者）は多数存在することから、速やかに差押債権の特定ができない点では、氏名も秘匿されている場合と同様であるから、氏名・住所の秘匿の場合と住所のみ秘匿の場合とで規律を区

別しないのが相当である。

(4) 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき財産開示手続について

財産開示手続において、債務者はその財産について陳述する義務を負うところ、正当理由なく陳述を拒んだような場合には、刑事罰の対象となる（民事執行法第199条、第213条第1項第6号）。

他方、債務者の財産の中に債務者の氏名・住所やこれらを推知できる情報が含まれていた場合、その財産に関する情報開示（陳述）により、秘匿されていた情報が債権者に判明する事態が想定される。例えば、所有する自宅不動産（債務者の住所が判明）、賃借する自宅の敷金返還請求権（所有者も賃借物件に居住している場合に債務者の住所が判明）、自宅近くの支店で開設した預金（住所を推知させる可能性）、給与債権（勤務先が判明）等が考えられる。

また、秘匿措置の要件に該当していることが、「正当な理由」（民事執行法第213条第1項第6号）に該当するかも問題となり得る。

この点、秘匿措置制度の趣旨を踏まえると、債務者の情報をできるだけ秘匿すべきである一方で、債権者が既に勝訴し債務名義を取得したにもかかわらず、債務者が債務を履行しないような場合にまで秘匿を貫徹し、債権者の執行を阻害することが妥当かは慎重に検討する必要があると考えられる。

そこで、秘匿措置制度の趣旨を踏まえつつ、民事執行制度による債権者の権利の実現を阻害しない適切な制度の在り方について、引き続き検討すべきである。

なお、以上は住所のみ秘匿されている場合も同様である。

(5) 債務者（被告）の氏名等を秘匿すべき第三者からの情報取得手続について

債権執行と同様に、第三者からの情報取得手続においても、債務者の氏名・住所による特定がされなければ、第三者（情報提供者）において提供すべき情報の特定ができず、その提供は事実上困難である。

そこで、債務者について秘匿措置決定がなされていても、情報提供者に限って、債務者の氏名・住所の記載された決定を送達する等、債務者を特定する情報を知らせることとする規律を設けることが妥当であると考えられる。

ただし、情報提供者と債権者との関係等によっては、情報提供者から債権者に債務者の氏名や住所が伝わる可能性も否定できない。そのため、上記規律と合わせて、情報提供者に対し、裁判所から得た債務者を特定する情報について、債権者を含む第三者に開示してはならない旨の守秘義務を法律上課すべきである（法令上守秘義務を負う公務員等は除く。）。

他方、市町村からの勤務先情報の取得手続（民事執行法第206条）につい

ては、債権者が申立時に情報提供者たる市町村を特定する必要がある（民事執行規則第187条第1項第1号）ところ、債務者の住所が秘匿された場合には特定が困難となり、事実上その申立てができないことになる。そこで、秘匿措置制度の趣旨を踏まえつつ債権者の権利実現を図るため、債権者には「債務者の住所地に係る市町村」等と抽象的に特定させた上で、裁判所において調査嘱託等により把握した債務者住所に係る市町村に対し情報取得決定を出し、この場合には市町村からの情報提供は直送の方法（民事執行規則第192条第1項但書）をとらず、原則どおり裁判所に直接情報提供させ、裁判所から債権者には情報提供者の市町村名を秘匿した上で提供情報のみ提供する仕組み等を検討すべきである。

ところで、第三者からの情報取得手続により、債務者の氏名・住所やこれらを推知できる情報が提供され、結果的に、秘匿されていた情報が債権者に判明する事態も想定される。例えば、不動産情報の取得において債務者の自宅の所在、勤務先情報の取得において債務者の勤務先、預貯金等情報の取得において債務者の自宅近くの金融機関店舗が判明することがある。

この点、秘匿措置制度の趣旨を踏まえると、債務者の情報をできるだけ秘匿すべきである一方で、債権者が既に勝訴し債務名義を取得したにもかかわらず、債務者が債務を履行しないような場合にまで秘匿を貫徹し、債権者の執行を阻害することが妥当かは慎重に検討する必要があると考えられる。

なお、以上は住所のみ秘匿されている場合も同様である。

#### (6) 不動産執行等において秘匿情報を登記所へ知らせる仕組みについて

不動産執行において裁判所書記官が行う登記嘱託（民事執行法第48条第1項等）や、登記手続をすべきことを命ずる判決があった場合に当事者が行う登記（不動産登記法第63条第1項）の際に、判決書において当事者の氏名・住所が秘匿されていると、登記所において登記ができないと考えられる。

そこで、債権者の権利実現の観点から、当事者の氏名・住所の記載された判決を送達する等、登記所限りで、当事者を特定する情報を知らせることとする規律を設けることが妥当であると考えられる。

なお、以上は住所のみ秘匿されている場合も同様である。

### 3 （注2）について

#### (1) 人事訴訟手続における秘匿措置について

人事訴訟においても、DV等の被害者が氏名や住所を知られることによって訴訟提起を躊躇し、権利実現が図られない事態は起こり得ることから、民事訴

訟と同様に、秘匿措置の規律を設けることは妥当である。

(2) 秘匿措置の対象になる情報の範囲について

人事訴訟においては、離婚事件における子を始めとして、当事者ではない者が、必要的に訴訟記録に登場する。そして、例えば夫婦間でDVはなかったものの、一方の親から子へのDVがあったという離婚事件では、子は訴訟の当事者ではないが、加害親に対して、子の住所等は秘匿されるべきである。

したがって、当事者でなくとも、必要的に訴訟記録に登場する者については、基本的に秘匿措置の規律を及ぼすべきである。その際、当該登場人物自身の権利と情報に着目して、秘匿措置の適用を決定することになると考えられる。上記の例では、子に危害が及ぶ危険性があるから、子の情報を秘匿する（加えて当事者たる同居親の住所等の情報も秘匿する。）との整理となろう。

(3) 既存の閲覧等制限と秘匿措置の規律との関係について

訴訟記録中、事実の調査に係る部分については、人事訴訟法第35条第2項において、当事者からの閲覧等を制限する定めがある。これに対し、秘匿措置の規律を設けることにより、既存の規定によって秘匿されるべき情報がかえって秘匿されないという事態が生じては本末転倒であるから、それぞれの制度趣旨及び要件等を検討して、そのような事態が生じないような制度設計が求められる。

(4) 調停手続との関係について

人事訴訟は調停前置主義が採用されているため、調停手続と訴訟手続が連続的に行われることが通常である。この点、調停手続と人事訴訟手続のいずれにも秘匿措置の規律を及ぼすべきであるが、両者は制度趣旨を異にしていることから、それに応じて、秘匿措置の規律も異なってくることがあり得る。しかしながら、その中でも、両手続を通じて、秘匿措置の対象として真に保護されるべき情報が開示されるという事態が生じないよう、両手続の連続性を意識した上で、要件等を検討する必要がある。

4 (注3) について

(1) 家事事件手続における秘匿措置の規律について

家事事件手続については、家事審判手続において家事事件手続法第47条第4項の要件を満たす場合には当事者に閲覧を許可しないものとされており、同条第5項において第三者の閲覧等の許否については裁判所の裁量とする旨の規定がある。

また、家事調停手続においては家事事件手続法第254条第3項で、第三者



のみならず当事者についても閲覧等の許否が裁判所の裁量に委ねられている。

このため、家事事件手続において第1から第6までに準ずる規律を定める必要があるのか問題となるところ、当事者の申立てにより秘匿措置を認める規律を設けることに一定の意味があると考えられる。

## (2) 秘匿措置の要件について

家事事件手続法第47条第4項では「事件の関係人である未成年者の利益を害するおそれ、当事者若しくは第三者の私生活若しくは業務の平穩を害するおそれ又は当事者若しくは第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を営むのに著しい支障を生じ、若しくはその者の名誉を著しく害するおそれがあると認められるとき」には当事者に閲覧等を許可しないこととされており、当事者に閲覧等を許可しない規定が、追加試案第1から第6までで提案されている要件と別の要件で既に認められている。また、未成年者の利益や秘密が明らかにされることにより支障を生じる第三者の利益も考慮されている。

家事手続において秘匿措置の規律を設ける場合に、追加試案の提案する実体的要件を家事手続においても同様のものとした場合、追加試案の提案においては要件が不明確であるため、家事事件において秘匿措置が認められる範囲が現行の運用より狭く解釈されるおそれがある。家事事件手続法第47条第4項下における現行の運用において、特に不都合が生じていないことも考えると、問題がある。当連合会意見においては、第1から第6までの秘匿措置の規律における実体的要件について、刑事訴訟法における秘匿措置の要件とそろえる要件を提案しているが、かかる内容であれば、要件が相当明確であり、家事事件手続において、同様の規律を設けても不都合はないと考えられる。

## (3) 秘匿措置の対象について

当事者だけでなく、手続上氏名、住所が記載されることとなっている子や成年被後見人となるべき者等の氏名、住所についても秘匿措置を設けられるべきである。このような者が虐待被害等を受けていた場合など、秘匿措置の実体的要件を満たす場合に加害当事者の閲覧等を制限すべきことは、当事者の場合と同様であるからである。

## (4) 不服申立てについて

家事審判手続における不服申立ての手続について、記録の閲覧等が裁判所の裁量に委ねられていること（家事事件手続法第47条第5項）及びこの判断に即時抗告を認めないとされていること（同第8項）に鑑み、要件欠缺を理由とする場合であっても、第三者の不服申立てを認めないものとするのが相当で

ある。

また、秘匿措置が取り消されたとしても、裁判所が別途の理由で法第47条第4項に基づき閲覧を認めないこととすることができると思えることも相当である。

家事調停手続においては、当事者、第三者ともに閲覧等の許否判断が裁判所の裁量であるから、不服申立てを認めないこととするのが相当である。

なお、合意に相当する審判の手続においては家事審判事件の規定が一定準用されていることから、家事審判手続と同様の不服申立手続を認めることも考えられる。

以上